



市内の小学校で実施中！ 交通安全教室

毎年、4月から5月にかけて市内の小学校で交通安全教室が行われています。子どもたちが普段何気なく乗っている自転車や歩道に潜んでいる危険を知り、「自分で自分のいのちを守る」ためです。警察署員や交通指導員の皆さんに指導を受けながら実践的に学ぶことで、安全意識が高まり、児童一人一人が交通ルールについて考えるきっかけになっています。ご家庭でも改めて「自分のいのちは自分で守る」ための基本的なルールを確認しましょう。

停車中の車の横を通るときは



後ろから車が来ていないか確認したうえで車道に出ましょう。

停車中のドライバーも要注意！

ドアを開けようとしたその時！もしかしたら、自転車が来ているかもしれません。サイドミラーで安全を確認してからドアを開けるようにしましょう！

地域の子どもの安全を見守りましょう！
そして、大人である私たちも交通ルールを守り、安全運転を心がけましょう。



POINT

信号が青に変わったら、「右・左・右」を確認！安全確認ができたなら手を上げて渡り始めましょう！

自転車も安全確認を
しっかり行ってから渡ること！



横断中！



横断歩道を渡るときは

？ 自転車から降りて渡ったほうがいいのか？

横断歩道は歩行者のためのもの。横断中の歩行者がいる場合は、歩行者の通行を妨げないために降りて横断しなければいけません！

自転車保険に 加入しましょう！

小さな子どもから高齢者まで多くの方が利用する、手軽で便利な乗り物である自転車。自転車は便利であると同時に、自動車やバイクとの事故、歩行者との事故、自転車同士の事故など、事故に遭う危険性も高くなります。また、被害者になる可能性だけでなく、加害者になる可能性も十分に考えられます。万が一の事故に備えて自転車保険に加入しましょう。

～自転車保険の種類について～

- ・ 自転車保険には様々な種類があり、それぞれカバーする補償内容が違います。
- ・ 補償内容は「自分のケガ」を対象とするものだけでなく、「相手への賠償」を含むもの(賠償責任保険)なのか、十分に確認して加入してください。
- ・ 自転車保険には、保険会社が提供する自転車に特化したものだけでなく、自動車保険や火災保険の特約として付帯しているもの、(公財)日本交通管理技術協会のTSマーク付帯保険、(一財)全日本交通安全協会の提供するものなどがあります。



知ってますか？ 自転車安全利用 5則

その1

自転車は車道が原則、
歩道は例外！

道路交通法上、自転車は軽車両と位置づけられています。歩道と車道の区別があるところは車道通行が原則です。

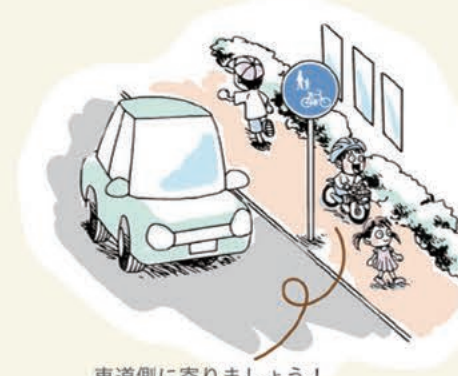


その2

車道は左側を通行！

その3

歩道は歩行者優先で、
車道寄りを徐行！



車道側に寄りましょう！
歩行者の通行を妨げる場合は一時停止！

その4

安全ルールを守る！



- 飲酒運転、二人乗り、並進などの禁止
- 夜間はライト点灯
- 交差点での信号遵守と一時停止、安全確認
- 整備不良自転車を運転しない

その5

子どもは
ヘルメットを着用！

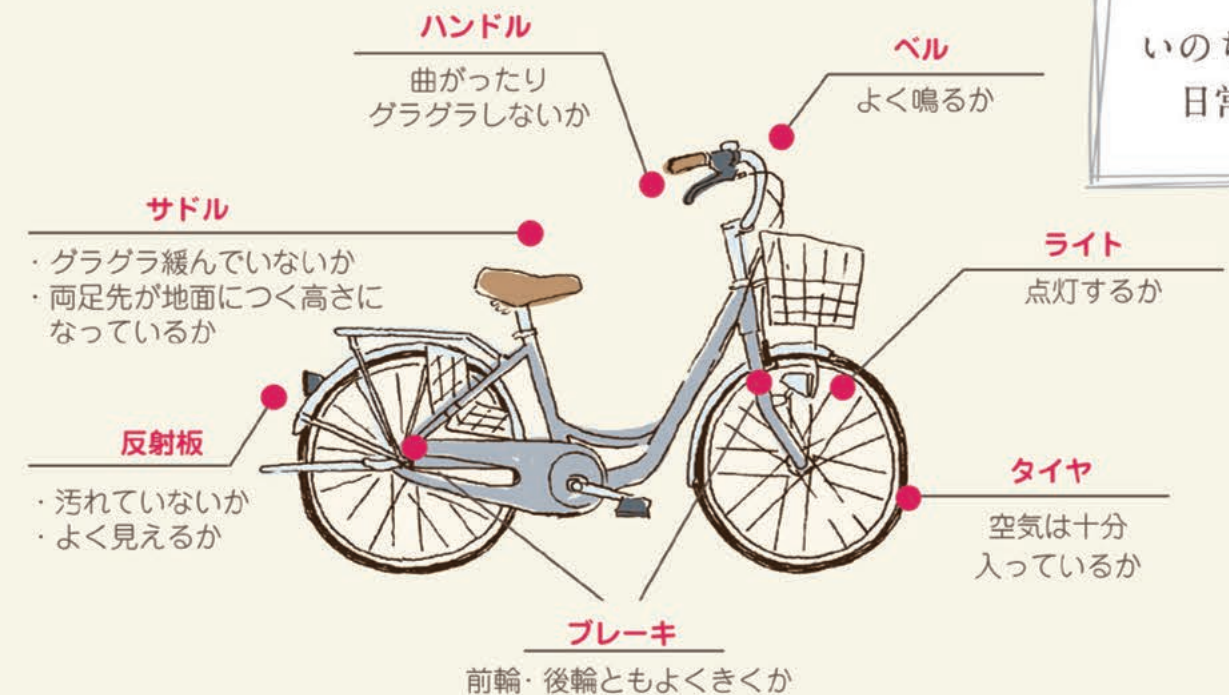
- 校区によっては、右側通行や歩道通行が認められている場合があります。学校のルールに基づき安全に乗りましょう。

危険行為を繰り返すと「自転車運転者講習」の対象に！

一定の違反行為(危険行為)を3年以内に2回以上繰り返して検挙された場合、自転車運転者講習の受講が義務付けられています。

- ・ 信号無視
- ・ 歩道での歩行者妨害
- ・ 一時停止違反
- ・ 通行区分違反(右側通行)
- ・ 妨害運転(あおり運転)
- ・ 安全運転義務違反(ながら運転で事故を起こす等)

いのちを守る！
日常点検！



自転車を安全に利用するためには、自転車の点検や整備を行い、正常に動くようにしておく必要があります。点検整備を怠ると、交通違反となるだけでなく、交通事故の原因となってしまう可能性も。日頃から自転車の点検を実施しましょう！